
5 0 2 8 . 関税等更正請求事項登録

業務コード	業務名
K K A	関税等更正請求事項登録

1. 業務概要

「関税等更正請求（ＫＫＣ）」業務に先立ち、関税等更正請求事項を登録する。

登録した関税等更正請求事項は、ＫＫＣ業務までの間訂正できる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した関税等更正請求事項は、ＫＫＣ業務が行われない場合は、一定期間を経過後システムから削除される。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

（１）入力欄数は９９欄以下であること。

（２）内国消費税等（地方消費税、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税を含む。）の種類が６種類以下であること。

（３）税額、減少税額及び減少税額合計は、１１桁以下であること。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②関税等更正請求事項の訂正の場合は、関税等更正請求ＤＢに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）関税等更正請求ＤＢチェック

関税等更正請求事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力された更正請求番号が関税等更正請求ＤＢに存在すること。

②関税等更正請求がされていないこと。

（４）入力税額チェック

入力された輸入申告番号の単位で以下のチェックを行う。

①受入科目毎の関税等更正後の税額が、関税等更正請求前の税額と同額か減額していること。

②受入科目毎の関税等更正後の税額の合計が、関税等更正請求前の税額の合計より減額していること。

（５）内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等更正請求前種別コード、内国消費税等更正後種別コード欄に先頭１桁が「Ｆ」または「Ａ」の内国消費税等種別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①同一欄内の内国消費税等更正請求前種別コードで複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

②同一欄内の内国消費税等更正請求後種別コードで複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

(6) その他のチェック

- (A) 輸入申告番号は、あて先官署に対応する輸入申告番号であること。
- (B) 輸入申告番号欄に同一の輸入申告番号が入力されていないこと。
- (C) 1 欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- (D) 輸入申告番号欄に入力がある欄について、特例申告期限日欄に入力がある欄と入力がない欄が混在しないこと。
- (E) マニュアルによる輸入申告番号は、以下の体系であること。

① X XXXXXX 9999 X

月符号（英字）

通番

利用者コード

業務種別

② 999 - 9999 (X)

月符号（英字）

通番

申告者コード（数字3桁）

5. 处理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 減少稅額計算處理

(A) 輸入申告番号単位の減少税額の算出

受入科目毎に「関税等更正請求前の税額の合計－関税等更正後の税額の合計」を減少税額とする。
なお、税額の合計は、１００円未満を切り捨てた額とする。

(B) 減少税額合計の算出

算出された輸入申告番号単位の減少税額を関税等更正請求の受入科目毎に合計する。

(3) 更正請求番号の払出し処理

関税等更正請求事項の登録の場合は、以下の条件をすべて満たす更正請求番号を払い出す。ただし、関税等更正請求事項の訂正の場合は、払出しは行わない。

- ①関税等更正請求DBに登録されていない更正請求番号（先頭１０桁）
②添付ファイル管理DBに登録されていない更正請求番号（先頭１０桁）

(4) 関税等更正請求DB処理

入力内容を関税等更正請求DBに登録・更新する。

(5) 添付ファイル管理DB処理

関税等更正請求事項の訂正の場合で、入力された更正請求番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理DBに登録する。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の条件の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ① 1 関税等更正請求単位で地方消費税の減少税額が存在する場合で、消費税の減少税額が存在しない。
- ② 内国消費税等更正請求前種別コード、内国消費税等更正後種別コード欄に先頭 1 桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力があり、輸入申告年月日欄に入力された日付が内国消費税等種別D Bに登録されている有効期限外である。ただし、特例申告期限日欄に入力がある場合は対象外とする。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
関税等更正請求入力控情報	なし	入力者